

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例

第1条 この条例は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴い、関係条例の整理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この条例の施行の際現に施行されている条例の題名、目次及び本則（本則の規定に基づく別表を含む。）中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。